

会議録

会 議 名	令和 8 年度(2026 年度) 第 3 回八王子市スポーツ推進審議会	
日 時	令和 8 年(2026 年)9 月 10 日(木) 18:30~20:30	
場 所	八王子市役所 本庁舎 502 会議室	
出席者氏名	委 員	薄井信一、栗本雄史、澤本則男、杉崎雅代、鈴木紀幸、松井秀夫、上田慶子、中村拓也、沼本邦広、高田彬成、井上奈津子(名簿順)
	事 務 局	吉森研吾(生涯学習スポーツ部長) スポーツ振興課 スポーツ振興担当:野村泰史(課長)、立花等(専門官)、道木太郎(主査)、早川祐太(主査)、今川修輔(主査)、星野貴洋(主査)、三神すずか(主任)、石川大樹(主事) スポーツ施設管理担当:吉田博(課長)、阿部俊平(主査)
欠 席 者 氏 名	平山孝志、松山大作、渡辺岳夫	
議 題	(1)スポーツ施設ストック適正化方針に関する本市教育委員会からの諮問について	
報 告 案 件	なし	
公開・非公開の別	公開	
傍 聴 人 の 数	なし	
配 付 資 料 名	・資料 1 諮問書 ・資料 2 八王子市スポーツ施設ストック適正化方針に関する八王子市スポーツ推進審議会への諮問について(参考資料) ・【参考】スポーツ施設ストック適正化方針の対象 ・【参考】施設一覧 ・【参考】施設位置図 ・【参考】民間スポーツ施設一覧	

【会議の内容】

《開会》

発言者	内容
高田会長	それでは定刻になりましたので始めさせていただきます。 ただいまから、令和 8 年度第 3 回八王子市スポーツ推進審議会を開催いたします。 ただいまの出席委員数は、11 名になります。 条例第5条第2項の規定による定足数(委員の過半数)に達しておりますので、本審議会は有効に成立しています。 審議会を開始する前に、このたび、東京都障害者スポーツ協会の中村 拓也委員が5月20日より審議会委員のメンバーに加わりましたので、各委員より改めて自己紹介をお願いいたします。 《委員及び職員自己紹介》 ありがとうございます。 本日の進行は、お手元に配付の次第のとおりです。配布資料について、事務局より御説明をお

	ねがいします。
野村課長	それでは私の方から説明いたします。 審議会事務局、八王子市教育委員会生涯学習スポーツ部スポーツ振興課長の野村です。よろしくお願いします。 《資料確認》
高田会長	ありがとうございます。 つづいて、会議の公開及び会議録の作成についてですが、「八王子市附属機関及び懇談会等に関する指針」に基づき、原則、会議は公開となっています。本日は非公開とすべき案件はございません。 また、会議録は、会議の公開・非公開に関わらず作成して公表することになっています。会議録の公表にあたっては、事務局であるスポーツ振興課にて作成し、委員の皆様を確認をお願いし、会議終了後1か月を目安に市ホームページで公開します。 これらのことについて、御異議ございませんでしょうか。 《特になし》 御異議なしと認め公開とします。 傍聴人の方がいらっしゃいましたら入室を許可します。 本日、傍聴人の方はいらっしゃいません。 それでは、次第に従い進行します。 協議事項「スポーツ施設ストック適正化方針に関する本市教育委員会からの諮問について」事務局より説明をお願いします。
野村課長	それでは「スポーツ施設ストック適正化方針に関する本市教育委員会からの諮問について」御説明いたします。資料1、2を御覧ください。 詳細については、担当より説明をします。
早川主査	はい。説明いたします。私、スポーツ振興課の早川と申します。 まず、資料1について説明します。 8月26日の水曜日の教育定例会において、教育委員会よりスポーツ推進審議会への諮問内容を決定しました。 諮問内容は2点です。資料に記載のとおり、「将来にわたり市民のスポーツ機会を確保するための民間スポーツ施設(高校・大学等を含む)の公共的活用について」、「公共スポーツ施設に人々が集い、交流し、つながる地域の拠点として機能するための方策について」を本日、御出席の委員の皆様より伺いたいと考えています。 資料1と関連するものなので、資料2についても説明をしますが、説明の前に A4 カラーの資料を御覧ください。ストック適正化方針にて評価の対象となる施設は市立スポーツ施設、生涯学習スポーツ部が管理する施設となります。詳細についてはこの後説明します。 A4 の11枚の資料は、生涯学習スポーツ部が管理する施設を記したものです。 A3 の配置図は、これらの施設の分布図です。 資料2、横向きの資料を御覧ください。 2ページを御覧ください。スポーツ施設のあるべき姿とは、「する」ための競技施設だけにとどまらず、「みる」「支える」「集まる」「つながる」を含めたまちづくり×スポーツの拠点施設となることだと考えます。そのためには、既存の公共施設をどのようにすれば良いのか、民間施設には何を協力してもらえるのかなど、スポーツ施設について幅広く スポーツ推進審議会の皆様より御意見を伺いたいと考えています。

1 枚めくって、3ページを御覧ください。国のガイドラインなどの抜粋となります。スポーツ施設ストック適正化方針は、国のガイドラインが示したものに沿って作成していきます。この後、詳細を説明していきますが、施設の現状を基に施設の方向性を簡易的に判定する1次評価、1次評価を基に各施設の利用人数や市民ニーズ等を基に施設の活用方法を判定する2次評価という流れで、方針を定めていきます。下部の囲っている箇所が今回策定する部分となります。

この評価の結果、本市のスポーツ推進計画で掲げているスポーツ実施率75%の達成のため、どれくらい、どこに、どのようなスポーツ施設があると効果的かという目標を意識して策定していくことを考えています。

4ページを御覧ください。1次評価と2次評価の流れを記したものになります。1次評価として、「安全性・機能性」「経済性」「耐震性」から既存の施設について方向性を簡易的に判定するものとなっています。

「安全性・機能性」とは、施設ができてから何年経過しているのか、ひび割れなどの劣化状況、トイレ、シャワー、更衣室などの整備状況、屋外施設であれば屋根、日よけなどといった熱中症対策の状況などを指します。

「経済性」とは、今後の改修・建替えに係るコスト、清掃、設備管理、指定管理料などといった金銭面のことを指します。

「耐震性」とは、文字どおりではありますが、耐震改修の実施の有無などを指します。

基本的にはこの評価結果から、施設の方向性を「維持」「改善」「改廃」の何れかに定めます。ただし、これはスポーツ施設の現状を基にした簡易的な検討であり、その後行うスポーツ施設の活用方法を判定する2次評価で、各施設の方向性を決めていくこととなります。

「維持」となった施設は、計画的に改修などの保全を行い、現在の施設をより長く使用するための長寿命化を行っていくこととなります。

「改善」となった施設は、経年劣化への対応を目的に改修する機能改修、地震に対する安全性向上を目的に改修する耐震改修を行っていくこととなります。

「改廃」となった施設は、現状の施設を解体し、現地もしくは別の敷地に新たに施設を整備する再整備(改築)、施設を解体・撤去する廃止の方向で検討を行っていくこととなります。

2次評価では、1次評価で行った個別の施設単位での把握と合わせて、施設の種別を単位とした検討が必要となります。一例を挙げると、プールは屋外・屋内にあるものを全て含めてどのようにしていくか検討するといったことが挙げられます。

また、市が管理するスポーツ施設以外の学校施設、大学スポーツ施設、民間スポーツ施設との相互連携を考慮することとなっております。

加えて、政策優先度の判断材料として必要な「スポーツ施設に関する情報」である、利用状況、ニーズ、競技種別、整備目的基準適合、防災、利用圏域、施設分布を収集・整理することとなります。

図のとおり、1次評価が「維持」となった施設は、原則として「スポーツ施設としての機能保持」が基本方針となります。

1次評価が「改善」「改廃」となった施設は、政策優先度を判定することになります。

1次評価が「改善」となった施設で政策優先度が「高い」施設は基本方針を「機能保持」とし、引き続きスポーツ施設として使用していくこととなります。

政策優先度が「低い」施設は、基本方針を「総量コントロール」とし、施設の削減、転用などの検討を行う施設とします。

	1次評価が「改廃」となった施設で政策優先度が「高い」施設について、老朽化が進むなど施設の状態が悪く、改善・改修にかなりの費用がかかる可能性があるため、基本方針を「機能保持(建替再整備)」とします。 政策優先度が「低い」施設は、基本方針を「総量コントロール」とし、施設の削減、転用などの検討を行う施設となります。 説明が長くなってしまうので、一旦ここで切りたいと思います。
高田会長	はい。ありがとうございます。ここまで御説明いただいた内容について御意見や御質問はございますでしょうか。御説明のあったとおり、スポーツ施設のあるべき姿、スポーツをする場所だけでなく様々な機能があるためにはどのような整理が必要なのか、または施設を修繕して、対応していくべきことなど、いろいろ出てくると思いますので、普段施設を使用している利用者の方から、災害時の避難所の対応やスポーツ施設が果たす地域の役割など、そのような視点から評価をしてよりよい適正な施設を作っていく、維持管理していくその指針を作っていく、その立場での意見をいただければと思います。 スポーツ協会様で普段使用されている施設で御意見等ございますでしょうか。
澤本副会長	富士森体育館分館競技場が老朽化しており、そちらを対応してほしいと思います。先日、市長へ表敬訪問に行き、スポーツ協会としては素晴らしい武道館を建てていただきたいと要望しましたが、前向きに検討する方向ではいるそうですが、政策的に難しいとお話をいただきました。 そうなれば、今ある施設を上手に活用するには、小・中学校や市民センター、富士森体育館分館競技場など利用が必要なのではないかと思います。 特に富士森体育館分館競技場では老朽化から、利用する人からも何とかならないかとの声をいただきます。
高田会長	ありがとうございます。他にいかがでしょうか。 施設利用者層が交流するような視点として、例えばみんなが集えるようなエリアやスペースが各施設の利用状況はいかがでしょうか。
澤本副会長	具体的ではないと思いますが、大会などで人が集まった時に、交流ができるようにはなっていると思います。方針に近いものができると思います。
高田会長	ありがとうございます。 他には地域の御高齢の方がお話しできる場所や、小さいお子様をお持ちの保護者様が集まれるサークルやキッズルームのようなもの、談話室のようなものがあるのはいかがでしょうか。
澤本副会長	理想的にはそうですが、実際的には富士森体育館の指導員室は元々、保護者様が施設を利用している際にお子様を利用する、談話室でしたが利用者が少ないため、今は指導員室となっています。 それに匹敵するような体育館として、エスフォルタアリーナ八王子は規模が大きいいため、地域コミュニティを図れる場はできると思いますが、実際の体育館はプレーするのにいっぱいいっぱいになっているため、理想と現実には乖離があると思います。 富士森体育館分館競技場の方針は老朽化の観点から何か考えていますか。
吉田課長	そうですね。富士森体育館分館競技場については、老朽化がかなり進んでいますが、現時点では具体的に何か大規模改修など行う予定はございません。ただ、日々使用していただけるように細かい修繕などは行っております。
澤本副会長	富士森体育館分館競技場は築何年ぐらいなのでしょう。
吉田課長	先ほど皆様にお渡ししている参考資料 183 ページに記載のとおり、昭和 57 年 8 月開設となっているため、44 年前となっております。
澤本副会長	プレハブのような建物ですね。

吉田課長	富士森体育館やエスフォルタアリーナ八王子に比べるとワンフロアのみとなっており、プレハブのように見える建物となっておりますが、二階には観客席もあり、利用される方も多くいます。
澤本副会長	エアコンはありますか？
吉田課長	エアコンはありません
澤本副会長	利用者からはエアコンを入れてくださいとの声も上がっております。
吉田課長	はい存じ上げております。
高田会長	中体連の大会などでも使用されていますか？
沼本委員	私はサッカーをしており、戸吹の競技場や、富士森陸上競技場を大会ではいい人工芝なので使用していますが、とても利用しやすい施設です。観客席が充実しているので、保護者様も応援にも来ていただいたり、顧問同士集まれる場所もあるなど、大会運営をするには支障はないです。そのような施設が多くあると、こちらとしては大変助かると思います。
高田会長	ありがとうございます。 そのように、施設を一次評価の中で施設の老朽化具合や機能性を確認した上で二次評価をする。そういった段階を国のガイドラインに照らし合わせた適正化方針だと思います。 それでは続けて事務局から説明願います。
早川主査	はい。それでは続けて説明いたします。 5ページを御覧ください。先ほどの説明のとおり評価の対象はあくまでも生涯学習スポーツ部が管理する施設です。 先ほどお話した「機能保持」の適用手法として、ネーミングライツや利用料金の見直しなどの「財源確保」、指定管理者制度など民間のノウハウを生かした「維持管理の効率化」、予防保全の考え方の基づく「長寿命化」、利用者のニーズに合わせた「機能改修」、「耐震改修」、「建替再整備」があげられます。 「総量コントロール」の手法として、利用状況や立地を踏まえて、複数の施設を1つに集約する「集約化」、周辺の公共施設の改築などと合わせてスポーツ施設とは異なる機能を含んだ施設にする「複合化」、スポーツ施設として維持していく優先度が低く、改修しても利用の見込みが低い場合で周辺においてスポーツ以外の機能が強く要請されている場合における「用途転用」、スポーツ施設として維持していく優先度が著しく低く、改修しても利用の見込みが低く、用途転用の必要性もない場合における「廃止」があげられます。 機能保持、総量コントロールを行っても、なお、施設が不足する場合には「施設不足の解消」を行うこととなります。学校体育施設、市民センター、民間のスポーツ施設などを代替施設として活用する「地方公共団体内の代替施設の活用」、近隣自治体が所有する施設を活用する方策を検討する「地方公共団体外の代替施設の活用」、既存施設や代替施設の活用を行っても適切なスポーツ環境を提供することができないことが明らかな場合における「新規整備」があげられます。 6ページを御覧ください。方針策定のイメージとなります。先ほどの説明どおり 1 次評価、2次評価を行い、施設ごとの取組の方向性と適用可能な手法を示していきます。 7ページを御覧ください。前回のスポーツ推進審議会にて、関係する計画などと整合性を取りながら方針の策定を行うことを説明したところですが、具体的には以下のとおりとなります。 8ページを御覧ください。方針のイメージです。スポーツ実施率75%を達成するため、方針を策定することにより、量的にも質的にも充実を図っていきたいと考えています。今回、諮問で諮り内容は基本方針1量的充実の(3)民間スポーツ施設(高校・大学等を含む)の公共的活用、基

	本方針2質的充実の(1)スポーツ施設が、人々が集い、交流し、つながる地域の拠点として機能するためにはどのような視点を重視すべきか、皆さんにお聞きしたいと考えています。 9ページを御覧ください。諮問事項(1)将来にわたり市民のスポーツ機会を確保するための民間スポーツ施設(高校・大学等を含む)の公共的活用については、2次評価におけるスポーツ施設に関する政策方針の検討を行うために必要となります。 10ページを御覧ください。9ページで示したものの詳細となりますが、国のガイドラインによると、社会体育施設以外の地域スポーツ施設として学校体育施設、大学スポーツ施設、民間スポーツ施設との相互連携を考慮することが必要となっています。 スポーツ施設を利用することが多い皆さまより、スポーツ施設を利用するにあたりどのような施設であれば多くの方が利用したいと思えるのか、また、公共スポーツ施設にどのような設備があると多くの方が運動したいと思えるのか、御意見をいただければと思います。
高田会長	はい。ありがとうございます。それでは、事務局からの御説明があったとおり、民間スポーツ施設の相互的活用やスポーツ施設の繋がる地域の拠点になるには、どのような視点が重要かというあたりの御意見を皆様から頂戴できればと思います。 いかがでしょうか。 薄井委員はレクリエーション活動として使用される施設などでいかがでしょうか。
薄井委員	私はグラウンドゴルフを主に行っているため、河川敷でやるので屋外ですので、体育館を使用していませんが、河川敷でいうと、河川敷へ降りるための手すりが高いため、小さい手すりを付けてほしいと思います。また、階段も同様に降りやすい階段も整備してほしいと思います。
高田会長	そうですね。体育館でもバリアフリーの視点で整理が必要だと思います。 民間スポーツ施設を利用されている方はいらっしゃいますか。御自身の御経験でも構いませんがいかがでしょうか。
薄井委員	横川小学校の校庭を使用しているのですが、学校の草を利用者やスポーツ団体が交代して刈っていますが、雨が降って草刈りができず伸びてしまっており、草刈りができないほどになっているので、学校の方で対応してほしいと思います。
高田会長	そちらは学校に要望を出していますか。
薄井委員	出してはいますが、今年は特に目立っていたので。
澤本副会長	民間スポーツ施設(高校・大学等を含む)の公共的活用と書いてありますが、こちらが借りたいときに施設側は貸してくれるのでしょうか。何年か前に法政大学を借りて市民スポーツ大会の水泳大会を開催いたしました中止になった理由はなんですか？
野村課長	中止になった理由としては、施設の使用方で、大会関係者の駐車場の利用者に問題があったため使用できなくなったと記憶しております。
澤本副会長	コロナは関係していなかったでしょうか。
吉森部長	駅から大学までの距離があるため参加者は車で移動となりますが、駐車場の停め方などに課題があったと聞いたことがあります。
澤本副会長	国立高専でもテニスで使用したりしていますよね。鈴木委員いかがでしょうか。
鈴木委員	はい。ジュニア育成の推進事業で使用をしています。
澤本副会長	様々な人を通じないと場所を借りれないのが現状です。このように民間スポーツ施設(高校・大学等を含む)の公共的活用と書いてありますが、借りたくても貸す側が許可を出さなくてはけません。このようなところをクリアしていかないとだめではないでしょうか。
野村課長	澤本委員がおっしゃったように、利用できるかどうかは可能性を探っていければと思います。八

	王子は学園都市であり大学も数多くあるため、八王子らしさという観点から挙げさせていただきました。
高田会長	使用できれば、それに越したことはないですし、また、こちらから使用したい旨の要望がなければ、進まない話ではありますので、ニーズがあるためお願いできないかと様々な方から要望を聞いていくことが必要だと思います。 中央大学さんについても、本日渡辺委員は欠席ですが、地域に施設を開放していると、前回の審議会にてお話しをしておりました。 帝京大学でも、定期的ではないですが、八王子や多摩の方がいらっしゃるイベント等で市民の方々に使用いただく機会を作っています。大学としても、使用についての制限はありますが、お話しがあれば前向きに検討をしてくれると思いますので、ぜひ、大学に限らず民間施設を活用しようという働きは、積極的にアプローチしていただければと思います。特に、小学校でも水泳事業では民間のスポーツクラブのプールを使用し授業をされる傾向が、全国的にも広がっています。こちらについては、こちらの一方的な要望ではなく、民間も施設を活用していただくことによる、顧客の獲得なども期待できるため、双方 Win-Win な形になると思います。 ですので、民間が使用できるかどうかはそれぞれの施設によって異なると思いますが、必ずしも消極的ではなく、こちらから要望を出せば検討をしていただけたらと思いますので、本日事務局がこれだけたくさんの民間施設がありますので、様々なアプローチができるのではないかと思います。この資料はパーソナルジムも入っているんですね。場合によってはサークルにも使用できるかもしれませんね。
澤本副会長	私は否定しているわけではなく、公共用に施設を貸していただけるのは賛成ですが、今、会長からもお話しがあったとおり、大学が場所を提供していることなど一般市民は知らないのではないかと思います。現状、どこの大学でどんなことをしているかなど、情報を発信していただかないと、こちらでも活用しきれないと思います。
吉森部長	今、澤本委員がおっしゃったとおり、八王子市では情報発信の弱さは前々から課題と認識しています。帝京大学さんで、地域に開放して子供たちが一流のラグビー選手等と触れ合う機会を創っていただいていたたり、中央大学さんでも、法政大学さんでも同様の取り組みを行っていただいていますので、そういった情報を市民に発信していくことが今後の課題となっております。
高田会長	ありがとうございます。 上田委員。特別支援学校の活用に関して、施設を利用する際の課題や留意点はありますでしょうか。
上田委員	施設を利用する視点ではないですが、都立学校ですと、都立特別支援学校活用増進事業や都立学校施設開放で開放はしていますが、それは独自のシステムになってしまっているもので、そこから申し込む形となっております。
高田会長	学校を開放しているのですか。
上田委員	学校の体育館や校庭になります。ネットで申し込む形となりますので、周知していただけると幸いです。
吉森部長	本来であれば我々の方で上手く周知ができればよいのですが、ホームページにリンクを貼ってはいますが、そこまでたどり着けないとの声も市民の方からいただきますので、工夫をしていきたいと思います。
松井副会長	八王子市は学園都市なので皆様に大いに利用していただくのが良いと思います。しかしこれだけ多くの学校があると、事務局で調べるの大変なので、担当部署を通じて各学校から資料を提供していただいて、発信するのが良いと思います。
高田会長	ありがとうございます。 井上委員。いかがでしょうか。

	運動を指導する立場から施設の利用について、又は地域の交流の場になるためにはどうすればよいか御意見等がありましたら、教えてください。
井上委員	私が実際感じているのは、富士森体育館と恩方市民センターで活動していますが、だれでも気軽に参加できるところが、コミュニティの場となっています。30 分前から人が集まり、おしゃべりをしてコミュニケーションを取っており、集いと交流がつながっているのかなと思います。富士森体育館ではバドミントンやバスケットボールなど、その日に利用できるのがとても人気だなと感じております。それも、スポーツをするという目的と共に交流も一つの目的になっているのかなと思います。市民の方が交流する場がスポーツにつながっていければと思います。
高田会長	ありがとうございます。 そこに行けば誰かに会える、面白いことがあるなど気軽な気持ちで集まれる場ということですね。
薄井委員	基本方針の2の(4)に学校プールの屋内化を推進と記載がありますが、このような方向で動いているのでしょうか。
野村課長	こちらにつきましては、国のガイドラインに沿った形で基本方針としておりますが、国の次期計画案で示され、全国的な流れとして学校プールの屋内化は推進されている状況ではございますので、八王子市においてもこのような形で推進していくことを進めていきたいと思います。
薄井委員	お金がかかりますね。
高田会長	そうですね。お金がかかるとは思いますが、そういった構想をお持ちであるということですね。杉崎委員。スポーツ推進委員さんの立場でいかがでしょうか。
杉崎委員	スポーツ推進委員としては、何か催し物をする際は、スポーツ振興課より施設の確保をしていたので、苦労はしておりません。ネオテニス教室を毎年 6・7 月で 6 週にわたって行っていますが、富士森体育館分館競技場はすごく暑く、クーラーもなく今年は涼しかったのですが、いつ倒れるか分からない状況であるため、富士森体育館主競技場でやりたいと要望したのですが、施設の確保ができなかったということがありました。
高田会長	ありがとうございます。 使い勝手の良い施設にすることで、富士森体育館の本館が取れない場合でもクーラーの効いた場所があれば、利用者さんも暑さを気にせず参加できると思います。 避難所の観点からもクーラーを設置することは必須となっていくかと思います。クーラーがない場所だと、夏の時期に避難所としては機能しづらいと思います。 学校の体育館は今、全校クーラーが設置されていると思います。富士森位体育館分館競技場でも検討していただければと思います。 栗本委員。PTAの立場からいかがでしょうか。
栗本委員	個人的にはダブルタッチを行っており、基本的には第一小学校で週1回指導を行う活動をしていますが、今年でいうと夏に体育館の床の張替え工事や例年通り卒業式・入学式、各イベントがあり、使用できない期間が一年間の中で2か月ぐらいある状態で、その2か月を借りたいという時が困ります。スポット的に借りられないことが多く、抽選などで借りられないと子供を教えているので、お金がかかっても定期的に借りられる場所を借りています。スポット的に借りれる施設が増えればいいなと思います。 昨年、日本大学の体育館を利用して2日間大会を開催いたしました。規模は 1,000人ぐらい集まったのですが、どういった経緯で借りたのかは、こちらで確認いたします。
高田会長	ありがとうございます。 中村委員は今回、初めての御参加ですが障害者スポーツセンターとしてお分かりになっていることもあると思いますが、民間施設や既存の施設の充実という点で何かございますでしょうか。
中村委員	はい。私の方は障害のある方が、自分たちの御自宅から近くて身近な場所でスポーツをできる

	環境があればいいと思いますが、そういった施設は少なかったり、施設の職員が知識や経験がないことなどを理由に、わざわざ国立市まで来てスポーツをされる方が多くいらっしゃいます。そういったハード面ですと大規模な工事等があると思いますが、ソフト的な面でトレーニングルームの中に杖置きがあるのか、更衣室の中に下肢障害者の方への配慮があるのかなど、障害のある方が使用できるような工夫もあると思います。様々な障害の方がいらっしゃいますので、それぞれの配慮をまとめた、公共スポーツ施設利用促進マニュアルという弊協会と東京都が発行したものがありますので、参考にいただければ嬉しいです。そういった情報が障害のある方へ伝わると、もっと利用したくなると思いますし、障害のある方、ない方が一緒に楽しめるイベントをきっかけにスポーツ施設を知っていただき、日常的にスポーツ施設を使用していただければと考えております。
高田会長	はい。ありがとうございます。 まず、できることから整備をしていく、それによって利用者が安心して少しでもバリアフリーな状況を創っていく、そのような御意見だったと思います。
澤本副会長	お聞きしたいのですが、基本方針1の(2)で学校体育施設の活用(学校施設開放)というものがございます。来年あたりから施設使用料を徴収するという話をお聞きしましたが、その方向は間違いないでしょうか。
野村課長	施設の使用料を徴収するという方向では決まっていないです。そのような話は現時点ではないです。
澤本副会長	前回か前々回にそのような話を伺ったかと思いますが、そちらは決まっていないですか。そういった方向になるかもしれないということですか。
野村課長	現時点で有料化するなどの具体的な話は出ていません。
澤本副会長	スポーツ協会もかなりの割合で学校を有効に使用させていただいており、エアコン設置をお願いしたところ、全校に設置していただきました。当然使用料を払うことは納得していますが、学校によってシステムが違うため値段がだいぶ違います。高いところもあれば安いところもあります。現在徴収しているエアコン代についてはどうお考えでしょうか。
栗本委員	私もエアコンについては、LPガスか電気かによって金額が1,000円か500円か変わると認識しています。正直もう少し安いと嬉しいと思っています。
澤本副会長	それに加え学校使用料を払うとなると、会費を抑えているクラブはかなりひっ迫してしまい、活動ができなくなってしまうクラブも出てきてしまうのではないのでしょうか。 杉崎委員はいかがでしょうか。
杉崎委員	うちは、個々のクラブで冷暖房代を徴収しており、そのほかの徴収はございません。ただスポーツクラブとしてやることが多くあるので、お手伝いをやっていただいております。もし、会場使用料を取るとなると厳しい状況です。
高田会長	いずれにしても、公共施設の料金を徴収となりますと、恐らく市議会で議論し、議会で条例として出す話になるかと思いますが、スポーツ振興課の方で検討して決定できるものではないと思います。もし、そのようなものが議会で徴収したほうが良いと議員さんがいた場合に、議会の中で議論される話ではないかなと思います。エアコン料金については利用者の負担になると思います。今のところ施設利用料の徴収はないとのことですね。
吉森部長	今、高田会長がおっしゃったとおり、使用料の考え方というのは、教育委員会というよりは、市全体として考えていくものとなりますが、まだ、そういった具体的な話は出ていません。
澤本副会長	私が聞いた中では、使用料を徴収するという話を聞いたので、これは地域スポーツの私達には大打撃なので、問題だなと思い今お話ししました。今のところ、そのような話はないということですね。
吉森部長	はいそのとおりです。

高田会長	ありがとうございます。 はい。それではよろしいでしょうか。 事務局の方続けて御説明よろしく願いいたします。
早川主査	11ページを御覧ください。諮問事項(2)公共スポーツ施設に人々が集い、交流し、つながる地域の拠点として機能するための方策については2次評価における「機能保持」のうち、「維持管理の効率化」、「機能改修」などの検討を行うために必要となります。まちづくりの視点などから、例えば、スポーツ施設に図書館や商業施設が併設されているなど、スポーツ施設が生活の一部となるには、どのような施設であれば良いのか、自由に御意見をいただければと思います。 12ページを御覧ください。4ページで説明しました2次評価の流れで政策優先度の判断材料として必要な「スポーツ施設の環境に関する情報」となります。国がガイドラインで示した「施設の利用状況や防災機能など」の情報に加え、資料の右下に記載をしたバリアフリーなどのユニバーサルデザイン化、AEDや自動販売機などの設置による救急・熱中症対策、指定管理や売店設置による民間活力の活用、観客席や駐車場の整備による観戦環境整備、ビジョン設置などによるデジタル技術の活用、ネーミングライツなどによる財源確保策なども2次評価の判断材料とする情報として収集します。 また、右側に記載のあるとおり、スポーツ施設を4つの分類にわけることができると考えられます。 1つ目は、①大規模大会の会場となる機能、トップレベルや興行試合の開催可能な環境がある施設です。例としては、エスフォルタアリーナや上柚木陸上競技場が挙げられます。 2つ目は、②スポーツ活動の拠点となる機能、市町村や都道府県の競技大会の開催可能な環境のある施設です。例としては、富士森体育館や富士森公園の野球場が挙げられます。 3つ目は、③地域活性化の場となる機能、イベント興行利用などによる多目的利用に取り組む場、スポーツ集客イベントの開催可能な環境がある施設です。例としては、戸吹スポーツ公園スケートパーク、富士森公園陸上競技場が挙げられます。 4つ目は、④スポーツへの親しみの拠点となる機能、市民大会など気軽にスポーツに親しむ大会の開催可能な環境・スクール運営や健康増進活動等によるスポーツ振興の場、日々の練習や集会等に利用できる場として活用する施設です。例として、富士森体育館分館、甲の原体育館、市民センター体育室、学校体育施設が挙げられます。 これらの情報から、右上に示した「ビジョン」の実現に向けて政策優先度の高低を判断していきます。 施設利用が多い、施設利用者の満足度が高い、整備目的が明確で、目的に合致した利用が継続的に行われている、災害拠点や避難施設として指定されているなどの施設は政策優先度が「高い」ものとなります。 一方、施設利用が少ない、施設利用者の満足度が低い、整備目的や施設内容と利用実態が整合していない、学校開放などの既存施設の活用により現在の施設を代替できるなどの施設は政策優先度が「低い」ものとなります。 13ページを御覧ください。こちらも参考資料となりますが、2次評価を行う際に市民へアンケートを実施します。アンケートは、ニーズなどを把握するため、市民がどのような、どれくらい、どこにスポーツ施設があると良いと思っているのか、どこに住んでいる方がどのスポーツ施設を利用していいのか、アンケートで情報収集を行いたいと考えています。 説明は以上です。
高田会長	はい。ありがとうございます。

	皆様から御意見をいただきたいと思います。御質問でも構いません。
松井副会長	陵南野球場など東京都の施設はどうお考えでしょうか。
野村課長	資料の 5 ページを御覧いただければと思いますが、今お話しのあった都立の施設はどういったものになるのかということですが、資料右側の施設不足の解消の代替施設の活用として民間施設や高校・大学の施設を有効利用という考え方で考えております。
高田会長	ありがとうございます。 他に御意見・御質問等ありますでしょうか。
澤本副会長	12 ページの右上に記載のある、「だれもが安心して利用でき、スポーツを通じて健康、交流、学び、防災など多様な価値を持続的に提供し、健康で活力あるまちづくりを支える施設」といわれる施設はエスフォルタアリーナ八王子だと思います。このエスフォルタアリーナ八王子も市民体育館のつもりで要望したのですが、優先順位は市民なのですが全国大会などトップレベルの大会になりますと、1 日や 2 日では収まらず、1 週間や 2 週間ずっと貸し切りとなり、一般市民の方々が使用できないことがあります。5 年 10 年すればもっとエスフォルタアリーナ八王子の価値が上がり、全国大会などが増え、市民のための体育館ではなくなってしまう、理想には近づいておりますが、違った機能の体育館になってしまうのではないかと思います。 そのため、もう一つ市民専用の体育館ということで武道館を建てていただきたいと思います。この素晴らしい施設であるエスフォルタアリーナ八王子は私達で要望し、叶った施設です。富士森体育館が 1 年間耐震工事で使用できなくなるため、当時の市長に頼み作ってもらいました。 それも当時、私達が要望していた富士森体育館のような施設かと思ったら、すごいのを作っていただいたので、もう一つ富士森体育館レベルの施設を作っていただけると市民が潤うと思います。
高田会長	スポーツ施設の機能的分類というものがあまして、①～④まで提示されています。 ① のような大規模大会ができる施設があれば、②や③のような施設も必要であるということで、合わせて整備をしていくことが求められるとそういった委員の御意見貸だと思ひます。 他にいかがでしょうか。 皆様方御自身のそれぞれのお立場で今まで様々な施設を利用したり、地域の方々がどのようなニーズで求めているのかというあたりについて御意見を頂戴したと思ひますが、アンケートを実施するということが、アンケートの実施方法はどのような方法で行うのか具体的に事務局へお伺いしたいと思ひます。紙で行うのか、Web 上でやるのか、アットランダムに行うのか、スポーツ施設の利用者にその場でお答えいただくなど、様々な方法があると思ひますが、いかがでしょうか。
野村課長	アンケートの実施方法ですが、現在想定しているのが、オンラインで Web 上でのアンケートの実施を考えています。 また、若い世代から、特に働き盛り世代である 30 代・40 代の意見を徴収したいと考えておりますので庁内の例えば学童関係の所管を通じて、その保護者様からアンケートいただきたいと考えております。
高田会長	具体的な期間は検討中ですか。
野村課長	具体的な期間は検討中ですが、9 月の中・下旬に実施したいと思ひます。
薄井委員	八王子市は専用のサッカー場はないと思ひますが、いかがでしょうか。
吉田課長	戸吹の方にサッカー・ラグビー場があるのと、年齢制限がありますが富士森陸上競技場でもサッカーは可能です。また、人工芝ではないですが、滝ガ原運動場にもサッカー場はございます。
高田会長	ありがとうございます。 他に御意見・御質問等ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。

	様々な御意見・御要望ありがとうございます。 今、諮問を受けていますので、スポーツ推進審議会として答申を作成していきますが、答申の案について事務局のほうで何かできておりましたら、お示しいただきたいのですがいかがでしょうか。
野村課長	それでは、事務局で答申をイメージした案を作成いたしましたので、皆様へ配布いたします。 《答申案を各委員へ配布》
高田会長	それでは、事務局より答申(案)について、説明をお願いします。
阿部主査	はい。それでは御説明いたします。ここまで、お話をしたものを参考に答申案として作成したのになります。 1 将来にわたり市民のスポーツ機会を確保するための民間スポーツ施設(高校・大学等を含む)の公共的活用として、答申内容を3つ挙げました。 高校・大学や民間企業が有する施設を有効に活用し、連携を図っていくため、高校・大学との連携強化、民間スポーツ施設の活用促進、地域特性への配慮が挙げられています。 2 公共スポーツ施設に人々が集い、交流し、つながる地域の拠点として機能するための方策として、答申内容を4つ挙げました。 スポーツ施設の役割として「する」場にとどまらず、「みる」スポーツの推進、施設利用者同士が交流しやすくなるための環境整備、障害の有無に関わらず、幅広い世代のスポーツ施設の利用のしやすさ、デジタル技術を活用した利用者の利便性向上が挙げられています。 これらを踏まえて、3 方針全体については、答申内容を2つ挙げました。スポーツ施設は、まちづくりの視点から日常時の利便性、快適性、地域のにぎわいを高めるための機能を備えつつも、非常時には避難や支援の拠点として機能するフェーズフリーの視点を取り入れ、通信環境や空調設備、シャワー設備、物販スペース等の整備を行っていくこと、また、持続可能な施設運営を行うため、計画的な維持管理に取り組むとともに、省エネルギー化や環境負荷の低減に配慮した持続可能な施設運営を推進していくこととしました。 4 方針策定における留意事項として、答申内容を3つ挙げました。幅広く市民の意見を聴取し、方針に反映すること、スポーツ施設を集約、再編を行う際には、市民のスポーツ機会の確保を前提とし、スポーツ施設以外の文化施設や既存公共施設の多目的利用をすすめ、地域全体でスポーツ活動を支える環境づくりに取り組むこと、スポーツ実施率向上の視点を重視することとしました。 以上から、スポーツ施設は単なる運動の場ではなく、市民の健康づくり、交流促進、地域活性化及び共生社会の実現に寄与する重要な社会基盤であると言えます。 教育委員会においては、この答申の趣旨を十分に踏まえ、市民にとって利用しやすく持続可能なスポーツ環境の実現に向け、スポーツ施設ストック適正化方針を策定することを期待する旨、教育委員会に答申することとします。
高田会長	はい。ありがとうございます。 それでは、事務局より答申案についての御提案がありました。 皆様からいただいた意見の内容が盛り込まれているのではないかなと思いますが、答申案について御意見等ございましたら、お願いいたします。
鈴木委員	スポーツする場合に「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」という言葉を前は耳にしていました。この終わりの部分で「市民にとって利用しやすく持続可能な」というところは「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも安心して利用しやすい」というようないつも使っていた言葉を入れた

	らどうかと思います。
野村課長	今の鈴木委員から御指摘のあったものを踏まえた形で修正を加えたいと思います。
高田会長	はい。よろしくお願いいたします。 他に御意見等ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。 鈴木委員より貴重な御意見をいただきましたので、その意見を踏まえ、答申へ反映する方向で事務局にて整理していただいて、確定したものは審議会を開くことは出来ませんので、修正内容の最終的な文言調整につきましては、会長である私に御一任いただき、事務局と調整のうえ教育委員会へ答申したいと存じますが、御異議ございませんか。 (異議なし) ありがとうございます。 御異議なしということで、会長一任ということで決定いたしましたので、事務局と調整のうえ教育委員会へ答申したいと思います。
吉森部長	すみません。補足をさせてください。 本日の会議の中で様々な意見をいただきました。その中でスポーツ協会の会長やレクリエーション協会の会長が知らなかった、大学による市民との活動状況や連携について、教育委員会ではなく違った形でアプローチが必要ではないかといった御意見をいただきました。そういった御意見うまく答申の中に盛り込めるような形で、高田会長と調整していければと思います。 また、中村委員からもありました、バリアフリーの障害がある方への配慮というところも、ハード整備だけでなく、ソフト面での配慮というのを盛り込めればと思います。 そのほかにも、本日は委員の皆様からたくさんの貴重なご意見をいただきました。その全ての要素を先ほど見ていただいた答申案に盛り込み、文言を高田会長と調整させていただき、最終案としたいと思います。 我々としては、より良い形でスポーツができる環境づくりを目指して、夢を持てるような形にしたいと思いますので、そこは調整していきたいと思います。 1 点大変恐縮ではございますが、先ほど吉田の方からサッカー場については確保できていると説明をしましたが、一方でサッカー人口を考えると、もっとサッカーができる環境づくりが必要ではないかとも考えておりますので、薄井委員もそのように考えていただいたのではないかと思います。そのように受け止めまして、参考にさせていただきます。失礼いたしました。
高田会長	以上で本日の議題は終了です。 続いて「事務連絡」ですが、事務局もしくは皆様より何かございますか。
吉田課長	本日は様々な御意見をいただきありがとうございました。本日の審議会で出した結論を基に9月30日(水)に開催する教育定例会にて諮り、教育委員会に答申したいと考えています。 事務局からは以上です。
高田会長	本日の案件は全て終了しました。以上で、本日のスポーツ推進審議会を閉会いたします。 ありがとうございました。